

令和2年4月1日から

『ごみの出し方』が変わります。

プラスチック製

容器包装ごみ

は「可燃ごみ」

として出してください。



郡上市におけるごみの排出については「容器包装リサイクル法」の趣旨を踏まえ、みなさんの協力により分別収集を実施しています。

しかし近年は、中国などの「使用済みプラスチック類」の輸入禁止措置による影響から、国内で処理される廃プラスチック量が增大しており、また、地球規模での海洋プラスチック問題が大きく取り上げられ、「プラスチックごみ問題」への新たな対応が求められています。

郡上市においても、高齢者や転入者を中心に「分別方法が細かすぎてわからない」などの意見を数多くいただき「分別の簡

して、お菓子の袋・ペットボトルのラベル・キャップ等分別して「資源ごみ専用袋」に入れて出してくださいでしたが、4月1日からは「可燃ごみ専用袋」に入れて出してください。トール・白色トレイなどの有価で処分できるものについては、現行通り「資源ごみ」として分別収集を継続します（「分別」に掛かる手間（袋の洗浄等）を減らし、「出し方」を見直すもの）。

素化」が求められています。また、近隣の市町村や県内の市でも「プラスチック製容器包装」は「可燃ごみ」として焼却処理されているのが実状です。

一方、ごみの処理には多くの「処理費用」がかかっています。市民のみなさんには、平成21年度以降「処理費用」の20%程度をごみ処理手数料（ごみ袋代）として負担いただいています。が、負担額を増やさないためにも「ごみ処理経費」の削減は大きな課題となっており、今回の「見直し」により経費削減も見込まれます。

以上の理由等により、今まで「プラスチック製容器包装」と

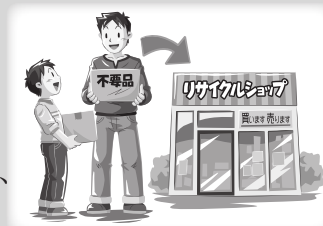
現在の郡上市のごみ分別種類は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみの5種類の大分類とし、分別・収集の最終段階で29種類に分別しています。これまでの「資源リサイクル手法」の一部を見直すものであり、今後の郡上市の「持続可能な一般廃棄物処理体制」の構築、「超高齢社会」への対応、「世界的なプラスチック問題」への対策等、多くの課題に対応するための「見直し」となります。市民のみなさんには長年にわたり「ごみの分別」にご理解・ご協力をいただいておりますが、今後の『ごみの分け方・出し方』に対してもご理解・ご協力をお願いいたします。

(1) 郡上市における、廃棄物・リサイクル対策について

郡上市では、一般廃棄物処理計画において「4R運動」の推進をメインとして「ごみ減量」への取り組みを実施しています。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 番目にリフューズ（断る） | 不要な物を断る |
| 2 番目にリデュース（減らす） | ゴミになる物を作らない・使わない |
| 3 番目にリユース（繰り返し使う） | 再利用する |
| 4 番目にリサイクル（再生利用） | 再資源化する |

という4つの運動について、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、共に考えて行動する取り組みを行っています。



(2) 日本における、廃棄物・リサイクル対策について

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物・リサイクル対策の優先順位を、

1. リデュース 減らす
2. リユース 再使用
3. マテリアルリサイクル 材料再生 ケミカルリサイクル 組成変更（ガス化・油化）
4. サーマルリサイクル 熱回収
5. 廃棄物としての適正処理

とし、サーマルリサイクルも有効なエネルギー回収手段として位置付けるとされています。

サーマルリサイクルは「リサイクル」の最終手段ではありますが、「ライフサイクルアセスメント（LCA）」の観点から考えた場合、最終的なCO2排出量の比較を行う中で、その他の要件と照らし合わせながら見極めることが重要で、地域の実状に適した選択を行うことが求められています。

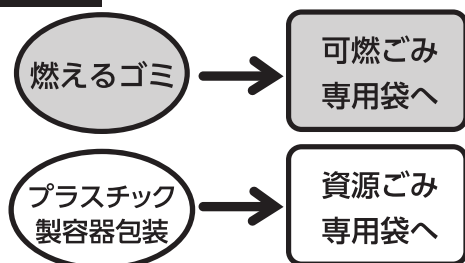


ごみの出し方見直しについての疑問にお答えします

Q 4月1日からプラスチック製容器包装（ラベル・キャップなど）の分別作業は必要ないの？

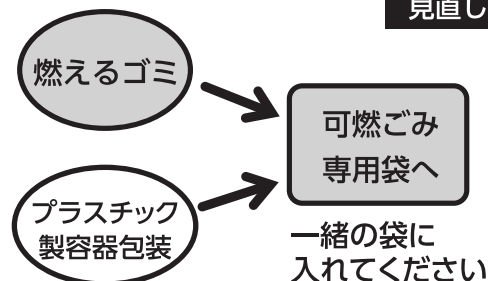
A ペットボトルのラベルを剥がす・キャップを取るといった分別作業は今まで通り必要です。4月1日からは剥がしたラベルや取り外したキャップなどは燃えるごみと一緒に可燃ごみ専用袋に入れてください。

見直し前



令和2年
4月1日から

見直し後



Q 4月1日からペットボトル、白色トレイの分別はどうするの？

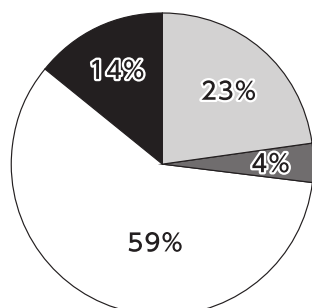
A 今まで通り、資源物として分別をお願いいたします。

Q 今まで分別していたプラスチック製容器包装はどのようにリサイクルされていたの？

A 市が処分費を負担し、市外の業者に委託して処分またはリサイクルされていました。

廃プラスチック（プラスチック製容器包装、白色トレイなど）利用区分

参考文献：（一社）プラスチック循環利用協会



■ マテリアルリサイクル □ サーマルリサイクル
■ ケミカルリサイクル ■ 未利用（単純焼却・埋立）

※マテリアルリサイクルとは：再生利用・プラ原料化・プラ製品化として利用

※ケミカルリサイクルとは：原料・ガス化・油化として利用

※サーマルリサイクルとは：熱回収として利用

Q プラスチック製容器包装を可燃ごみ処理とした場合のメリットは？

A 分別収集費および、可燃ごみ燃焼に要する燃料費等で年間2,000万円程度の削減が見込めます。また、分別時における包装袋等の洗浄が不要となります。

Q 現在購入している資源ごみ専用袋はどうすればいいの？

A 資源ごみ専用袋は、古着・古布等を処分する際に使用してください（ペットボトルや白色トレイは入れないでください）。不用となった資源ごみ専用袋は、可燃物ごみ専用袋と交換出来ます。

未使用の「資源ごみ専用袋」の取り扱いについて

4月1日より、現在の「プラスチック製容器包装ごみ」を「可燃ごみ」として出していただくに伴い、ご家庭で不用となる「資源ごみ専用袋」は「可燃ごみ専用袋」と交換することができます。

交換は、お手持ちの「資源ごみ専用袋」の単価と枚数で算出された金額を「可燃ごみ専用袋」の単価で割り戻した枚数（切り上げ）と交換いたしますので、「資源ごみ専用袋」をご持参のうえ、お近くの交換場所でお手続きください。

交換期間：4月6日（月）から
交換場所：環境水道部環境課、各振興事務所



【問い合わせ先】 環境水道部環境課 67-1833